

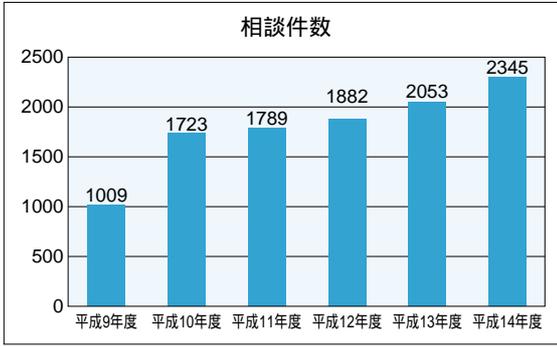
# トラブル防止のために

## 具体的な事例を紹介

「悪質な訪問販売で、商品を購入させられた」「インターネットで買った物が届かない」といった商品やサービスに関する苦情や事業者とのトラブルのほか、買い物相談などの消費生活に関する問い合わせなどが主な相談です。

相談の内容によって自主交渉の助言や各種情報の提供を行いますが、状況によっては直接間に入って解決の援助をすることもあります。

なお、昨年度消費生活センターに寄せられた相談は左のグラフのとおり、二千三百四十五件で、平成十三年度に比べて二百



順位	分類	代表的な商品・役務などの説明	件数
1	融資サービス	消費者ローン	405
2	他の運輸通信	ツッシュダイヤル利用料、フ切	293
3	レンタル・リース・貸借	アパート、電話	112
4	書籍・印刷物	新聞、紳士録、単行本	89
5	電報・電話	国際電話料金	72
6	学習教材	資格取得用教材、教養娯楽教材	68
7	工事・建築・加工	新築、増改築、屋根・塗装工事	64
8	家具・寝具	ふとん類	55
9	教室・講座	資格取得講座、パソコン教室、ビジネス教室	48
10	自動車	自家用車	46

電話で、受講すれば資格が取れる。内職やモニターなどの仕事を紹介すると言って高額な商品や資格講座の契約をさせたが、その後、仕事を紹介しない。資格商法

九十二件も増加しています。その要因には、インターネットや携帯電話の普及による消費者トラブル、サラ金やヤミ金融の返済トラブルの増加があります。その他の相談件数は左表のとおりです。

### 主な悪質商法の例

悪質業者は親切なふりをして近づきます。その「親切さ」にだまされないようにしましょう。特に、「次々販売」のトラブルが増えています。

### 内職・モニター商法

内職やモニターなどの仕事を紹介すると言って高額な商品や資格講座の契約をさせたが、その後、仕事を紹介しない。

電話で、受講すれば資格が取れる。



「など」と偽って、講座や教材購入を契約させる。また、過去に契約した人がさらに契約させられる二次被害も増加。

### 次々販売

高齢者にふとん、着物、増改築工事など、次々と契約させる。

### 架空請求

有料の電話情報サービス利用料などを、利用していないのに請求する。

トラブルに巻き込まれないために

契約は口頭で（電話でも）成立します。結構です「ええ」はいはい」などのあいまいな返事は絶対してはいけません。申し込みを急がせる言葉にも注意が必要で、また、親切な言葉の裏に何か問題がないか、よく考えることが大切です。

「ご利用ください」「くらしの豆知識」

日常生活に役立つ多くの情報をコンパクトにまとめた冊子「くらしの豆知識2003年版」を

問い合わせは消費生活センター

230 1755へ。



役立つ情報が満載

## 支給します児童手当 請求の手続きを忘れずに

児童手当の請求をしていない人で、次の条件を満たす場合は児童手当を受けることができます。必要な書類などを用意して窓口までご請求ください。

なお、現在受給している人は、あらためて請求する必要はありませんが、六月に現況届を提出する必要があります。該当者にはあらためて通知します。

また、公務員は勤務先に請求してください。

表の限度額未満で、義務教育就学前の児童を養育している人  
支給月額：第一子、第二子は五  
千円、第三子以降は一万円。特  
例給付：厚生年金などに加入し  
ていて、児童手当の所得制限を  
超える人は、特例給付・就学前  
特例給付の所得制限が適用。請  
求の手続き：印鑑、養育者名義  
の預金通帳、健康保険証、年金  
手帳または年金加入証明書（児  
童家庭課、城南支所にあります）  
を用意して、市役所2階児童家

扶養親族の数	平成14年分所得額(注)	
	児童手当	特例給付・就学前特例給付
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

(注) この所得額は、給与所得のみの場合は給与所得控除後の金額です。社会・生命保険料の控除があるときは、所得額から8万円を差し引いた額。

庭課へ直接  
：問い合わせは同課  
6277へ。  
890